

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して、令和3年度より「第8次（2021～2023年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第8次期間中（2021～2023年度）も引き続き、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第32回「部落差別解消に向けた取り組みについて」

2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。法律によって、「部落差別は許されない」ことや「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」ことが定められましたが、部落差別は今も根強く残っています。

人によって部落差別に関する経験や学習、考え方などは異なります。中には「部落差別ってなに？」「身近な問題ではないのでピンとこない」「今も部落差別をする人なんているの？」といった声も聞かれます。

「自分が知らない＝部落差別がない」ではありません。「部落差別」は「ない」のではなく、「見えにくくなった」と言われています。今も身近なところで部落差別や差別発言は起きています。部落差別を受けた人が差別の被害を訴えることは、自らが部落出身であるということを公にすることになるため声を上げづらいということがあります。そのため、差別の被害が表面化しにくいのです。

差別をなくするためには、自分の意識や態度、行動をもう一度見直すとともに、研修会などに積極的に参加して学習を深めたり、組織内でも継続的に研修を行い、学習や認識を深めていくことが重要です。

鳥取県でも同和問題（部落差別）の早期解決を目指し、部落解放月間を定めるなど、積極的な取り組みが進められています。

一人ひとりが同和問題をはじめとする、さまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めていきましょう！